たましん
自然災害対応型住宅ローン



POINT

借入期間４０年

罹災時５０年まで延長可能

万が一ご自宅が罹災した場合住宅ローンのご返済を一部免除

全壊（全焼・全流出を含む）	大規模半壊	半壊（半焼を含む）
約定返済24回分	約定返済12回分	約定返済6回分
支払免除	支払免除	支払免除

※下記罹災の程度に応じて、約定返済が一部免除（払い戻し）となります。「半壊」（「半焼」を含む）以上の罹災が対象であり、「一部損壊」（20%未満）は対象外となります。

■住宅建物の主要部分の損害目安

・全壊：50%以上・大規模半壊：40%以上～50%未満・半壊：20%以上～40%未満
（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知に準拠）同通知にかかる基準が変更された場合は、変更後の基準に準拠いたします。）

身近な自然災害の発生リスクに備える

■ 対象となる災害



豪雨（水災）



台風（風災）



雹災・雪災



落雷

金利　3年固定 1.70%　10年固定 2.40%

※オプションで地震補償をつける場合は＋０．１０％

営業店一覧はこちら

玉島信用金庫
倉敷市玉島1438

※裏面をご覧ください。

2026年11月2日現在

概 要	当金庫は、特約書の締結により、借主について借入期間中に生じた自然災害によって、住宅建物が損害を受け、その程度が全壊、大規模半壊または半壊となった場合には、住宅ローン契約（以下「原契約」といいます。）に記載された借入金の返済の一部を免除（払い戻し）します。
対象となる住宅ローン	●新たに当金庫でご成約される自然災害対応型住宅ローンであること（既にご融資させていただいているローンからの切替はできません）。 ●資金使途に、土地、建物購入、建築資金、もしくは建築に係わる諸費用が含まれること。ただし、土地購入資金は住宅建物に付随する原契約の融資対象の土地をいいます。 ●借主本人または本人家族が居住の住宅建物であること。住宅建物の登記事項証明書又は登記簿謄本の表題部の「原因およびその日付」欄に記載されている新築時期が、昭和57年1月1日以降であること。
ご融資利率等	●3年固定1.50%　10年固定1.95%　※地震補償付与の場合　上記金利に0.10%上乗せ　●融資手数料として、本住宅ローン実行時にご融資金額×2.20%（2.00%＋消費税）が必要となります
免除（払い戻し）内容	借入期間中に自然災害（水災、風災・ひょう災・雪災・落雷を直接もしくは間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失をいいます）によって住宅建物が損害を受け、その程度が全壊、大規模半壊、または半壊になったときは、原契約に記載された借入金返済の一部免除（払い出し）を行います。※水災（台風、暴風雨、豪雪等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます）　※風災・ひょう災・雪災（台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災をいいます） ※地震補償付与の場合、地震・噴火・津波を直接もしくは間接の原因とする火災、損壊、埋没または流出も対象
免除（払い戻し）期間	1回の自然災害につき、罹災日以降最初に到来する約定返済日を起点とし、損壊の程度に応じた回数の約定返済が終了するまでの期間をいいます。 ●「全壊」（損壊50%以上）…24回　●「大規模半壊」（損壊40%以上50%未満）…12回　●「半壊」（損壊20%以上40%未満）…6回 ※一部損壊（20%未満）は免除の対象外となります。※罹災した後、免除期間中に約定返済を延滞している場合でも、上記の回数の約定返済相当額が免除されますが、延滞となっている約定返済は、原則遅延損害金を加えて返済する必要があります。※罹災日から住宅ローン完済日までの約定返済回数に満たない場合は、罹災日から住宅ローン完済日までの期間とします。
免除（払い戻し）期間の重複	●時を異にして発生した自然災害により借入金の約定返済の免除（払い戻し）すべき期間が重複する場合であっても、重複する免除（払い戻し）期間に対して、重ねて免除（払い戻し）はされません。
免除（払い戻し）金額	免除期間中の約定返済額と同額となります。ただし以下の制限があります。 ●免除（払い戻し）金額の1ヶ月あたりの上限は、罹災日時点の毎月返済部分の次回約定返済額となります。半年ごと増額返済部分については、罹災日時点の半年ごと増額返済部分の次回約定返済額（確定していない場合は、直前の半年ごと増額返済部分の約定返済額）が上限となります。 ●遅延損害金は、免除（払い戻し）の対象となりません。 ●繰上返済や適用金利変更、返済額見直し等いかなる約定返済額変更であっても、免除（払い出し）金額は上記の上限が適用され、増額はされません。 ●時を異にして発生した自然災害により免除（払い戻し）すべき期間が重複する場合、その重複する期間の約定返済1回あたりの免除（払い戻し）金額は、後の罹災日時点を基準に上記の上限が適用されます。 ●一部繰上返済等、随時の返済は免除（払い戻し）の対象となりません。 ●罹災証明書提出時点で、借入金が完済されている場合は、上記の免除（払い戻し）期間の範囲内で、かつ、罹災日から完済日までに到来した約定返済部分に限り免除（払い戻し）されます。
免除（払い戻し）方法	●借入金の返済を停止するものではなく、住宅建物の損壊の程度に応じ、免除（払い戻し）期間中の約定返済額相当額を次に掲げる方法で返済用口座へ払い戻しいたします。 ●罹災日から罹災証明書ご提出日までの期間で、罹災日以降すでにご返済済みの約定返済額（元金および約定利息）相当額を一括して、罹災証明書提出日の属する月の翌月の当金庫所定の日に返済用口座へ払い戻します。 ●罹災証明書ご提出日以降で免除期間が残る場合は、第5条の免除期間から一括して払い戻した期間分を差し引いた回数分の約定返済について、1ヶ月ごとに、免除対象となる約定返済日の属する月の翌月の当金庫所定の日に、返済用口座へ払い戻します。
免除（払い戻し）されない場合	●原契約において借入金の返済についての期限の利益を喪失した場合 ●完済日の翌日以降に罹災した場合 ●市区町村等が発行する罹災証明書を当金庫へ提出できない場合 ●罹災証明書の提出日が、罹災日から2年後の応当日を超えている場合 ●借主またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失によって損害が生じた場合または法令違反があった場合（例えば、罹災証明書の偽造、建物に関する設計上の偽装などに関して、故意または重大な過失が認められる場合等。次号についても同じ） ●借主でないものが免除（払い戻し）の全部または一部の適用を受けるべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失によって損害が生じた場合または法令違反があった場合 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）により被害に遭った場合 ●核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被害に遭った場合
火災保険との関係	住宅建物の自然災害による損壊について、火災保険の保険金が支払われる場合であっても、免除（払い戻し）は行われます。
被害発生時の取り扱い	●自然災害によって、住宅建物が損害を受け、その程度が全損、大規模半壊または半壊となったときは、借主は、速やかに罹災証明書を当金庫に提出し、所定の手続きを行うものとします。 ●前項に関して、当金庫が説明を求めた場合は、借主はこれに協力するものとします。 ●借主が正当な理由なく前2項の規定に違反した場合、または当金庫に対してその通知もしくは説明につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げた時は、免除（払い戻し）はされません。
本特約が失効する場合	●本特約の継続・維持が困難となる場合には、本特約が失効する場合があります。 ●前項の場合、当金庫は本特約の継続・維持が困難と判断する日を失効日として定め、借主の届出住所宛に書面にて通知します。この書面の発送は、失効日の30日前までを目安に行うものとします。 ●失効日の午後12時までに発生した罹災については、本特約書に従い免除（払い戻し）されます。
契約内容の変更	●当金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要が生じたときには、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。変更するときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。